

対象要件

1. 婚姻日が令和4年1月1日～令和5年3月31日
2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
3. 夫婦の前年所得額が400万円未満※
4. 過去に本補助金の交付を受けたことがない
5. 夫婦いずれも町税等の滞納がない

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除



補助対象経費

婚姻に伴う住居取得費用、住居リフォーム費用、住居貸借費用、引越費用

※補助率は10/10、補助上限額は1世帯につき30万円

※夫婦いずれか又は、双方の名義の新居が対象

申請方法

交付申請書と次の書類1～7を住民課に提出(1～3は伯耆町で取得できる人のみ省略可能)(6、7は該当する人のみ)

1. 婚姻日が分かる書類(戸籍謄本等)
2. 住所지가分かる書類(住民票の写し等)
3. 所得証明書及び町税等の滞納がないことを証する書類
4. 対象経費の確認が取れる書類(契約書や領収書等)
5. 個人情報確認同意書及び誓約書
6. 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
7. 住宅手当支給証明書

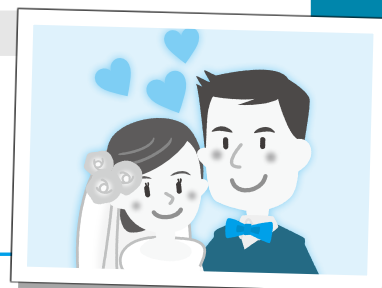
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは住民課までお問い合わせください。

※交付申請書および関係書類の一部は、窓口で配布するほか町ホームページからもダウンロードできます。

申請期間

令和4年6月9日～令和5年3月31日

※国の補助事業のため、予算に限りがあり、年度途中で受付を終了する場合があります。



問い合わせ先 住民課 TEL 0859-68-3115

全国共通の予約専用受付電話 0570-05-4890

- ・相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ・高齢年金の請求手続きに関する予約は、相談希望日の3か月前から受付しています(相談受付は65歳になる誕生日の前日から可能)。
- ・予約の際は、基礎年金番号のわかるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など)をご用意ください。

◆予約相談を利用できる相談・手続き

- ・各種年金請求(一時金を含む)の手続き
- ・年金見込額 ・年金記録確認
- ・各種通知書の内容確認、再交付申請 等

予約相談について詳しくはウェブサイトをご覧ください。



年金事務所では、年金相談の予約を実施しています。年金相談や請求手続きについて相談を希望する方は電話で予約してお越しください。

年金相談・お手続きの際は、電話で予約を！

「予約相談について/日本年金機構」ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/yoyaku.html#cmsyoyakuka>

問い合わせ先 米子年金事務所 TEL 0859-34-6111

